

令和2年10月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和2年(ネ)第591号 慶謝料請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所令和元年(ワ)第258号)

口頭弁論終結日 令和2年9月8日

5 判 決

C-2nd

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人 今井 豊

東京都千代田区大手町2丁目3番1号

被控訴人 日本郵便株式会社

10 同代表者代表取締役 衣川 和秀

同訴訟代理人弁護士 石川 哲夫

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

15 事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要

- 20 1 本件は、控訴人が、郵便配達員が控訴人が居眠りをしている間に無断で控訴人宅に侵入してゆうパックを置き去り、そのゆうパックの配達証に控訴人の受取サインを偽造したこと等により精神的被害を被った旨主張して、被控訴人に對し、民法715条に基づき、一部請求として、慶謝料10万円の支払を求めた事案である。

25 原審は、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として、控訴人が控訴した。

2 前提事実及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2ないし4（原判決2頁2行目の冒頭から7頁4行目の末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、原判決7頁11行目の「間に」の次に「アルコール度数」を加え、12行目の「程度を」を「程度」に、8頁8行目の「鑑定費用の」を「裁判官から鑑定費用を」にそれぞれ改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決7頁6行目の冒頭から9頁24行目の末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

15

裁判長裁判官

定 奈 誠

20

裁判官

佐 藤 重 宏

裁判官

須 賀 康 大 郎

これは正本である。

令和2年10月8日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 土岐重矢

